

本件裁判は、被告にとって「無きに等しい」存在であるということであり、本件審理の行方と結論は、どのような結果となろうと、露にも問題でなく、例え被告に不利な結果にならうとも、「蚊に刺されたほどの痛みも感じない」というものである、という姿勢と立場の表明であることは誰の目にも明らかである。これほど、本件審理に真剣に取り組んできた原告と、本件審理に真摯に関わってきた幾多の裁判官を愚弄したやり方があるであろうか。被告らの国民無視、司法軽視の姿勢は、ここに極まれりである。

原告は、こうした、政治献金で政治家を籠絡し、利潤さえ増やせば良いとする電力企業を擁護し、行政権力をさえ握っていれば、無人の荒野を走れるがごときには、思い上がった被告らの姿勢こそが、危険極まりない原発の無制限な増設を許し、未だに、使用済み燃料など核廃棄物の処理、処分すらまともに出来ない被告らの暴走、無責任政治を放置している原因そのものであると断言できるのである。

また、基本的に確認しなければならないことは、運転して17年経過した2号炉に蒸気発生器、及び圧力容器の上蓋を取り換えないければならないという事態は、当然のことであるが、他の機器類、施設についても、全く同じ状態になっている可能性を否定出来ないということである。従って、申請者が取り換えないければならないものは、先の二つの機器類だけではなく、本件2号炉を構成している全ての機器類と施設におよばなければならない。

要するに、本件2号炉は最早、運転をしてはならないポンコツ施設ということである。

それを申請者が否定するためには、蒸気発生器と同じく、圧力容器上蓋を含む、全ての

機器類、施設についての審査のやり直しをして、初めて主張出来ることである。

そのことは当然の帰結であるが、申請者が1975年に提出した本件2号炉の申請の取り下げであり、それを基にした、許可処分の取り消しである。これは、いずれも、常識的判断に属することである。

原告は、以上の判断を基に、本訴訟での、蒸気発生器、及び圧力容器を含む圧力バウンダリに対する、被告のこれまでの主張と、今回の取り換え申請に関する証拠と、原告の指摘及び主張を示して、被告の許可処分の誤り、原告主張の正当性を主張する。

また、7月2日に、日本原電・敦賀2号炉で発生した、一次冷却水漏れ、配管亀裂事故についての証拠を示して、本件2号炉配管の健全性の被告主張の誤りを主張する。

その上で、被告が提出した書面三十六についても、後の最終準備書面により反論するが、とりあえず、被告の釈明逃れの詭弁とゴマカシを指摘しておく。（以下次号に続く）

会計報告（'99.10/1～10/31）

収入

ニュース講読料	23,000
コピー代	7,540
計	30,540
<hr/>	
支出	
ニュース印刷代	18,800
郵送料	7,675
振替手数料	350
2号炉公判支援	30,000
2号炉公判参加補助	15,000
計	69,825
差引	-39,285
積立金合計	1,905,959

伊方訴訟ニュース

第315号

1999年11月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒560-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

2号炉第67回公判

国側最終書面を受け住民側は3月24日に

東海村「臨界事故」直後の10月8日、松山地裁玄関前にはいつもの倍以上の100名近い列が。背広姿の四国電力側の人数は少なく、住民を支援する側では、交替で傍聴参加した人たちも多い。

被告席に座る国側の代理人たちの顔には、心なしか生気が見られない。提出予定の最終準備書面も、法廷で原告側に手渡す有様。「臨界事故」の衝撃で、提出をためらっていたためではないか。

開廷早々、11名もの原告が出廷しているのを見た裁判長は、「先日申し出のあった選定代理人以外は原告席に座れないが」と。

原告を代表して齊間さんが立ち「裁判所の勧めに応じて、全原告の中から7名の選定代理人を選び裁判所に届けたが、それ以外の原告は原告席に座れない、ということは初耳」と発言。この問題は、閉廷後に三者が協議した結果、代理人以外の原告も原告席に座れることを国側も了承し解決した。

弁論は、住民側が用意した準備書面を近藤さんが陳述することで始まった。近藤さんは、まず、「臨界事故」を起こした核燃料工場で伊方原発で使用するウラン燃料も作られていることを指摘し、「今後判明する事実を基に、

本件審査と許可処分の誤りを次回以降に主張する」と宣言。

次いで、40分間にわたって以下の点を痛烈に批判した。四国電力は、結審間近になって、ひび割れが進む蒸気発生器と、制御棒案内管との溶接部分で重大な事故を招くひび割れの恐れのある原子炉の上蓋を取り換えることを発表。安全審査の際に、それら安全上重要な機器の健全性に太鼓判を押していた国が、なんと、四国電力からの取り換え申請を平然と許可したことは許せない。この不当なやり方によって国自身が、安全審査と許可処分の誤りを認めた事は明白白々である、と。

さらに、伊方沖に確認されたA級活断層についての住民側の準備書面に反論するとして、前回に提出されていた国側書面について、全く反論になっていないことを10分間にわたって痛烈に再反論した。（これらの準備書面の全内容は逐次紹介していく予定）

いよいよ国が最終書面を陳述する場面となつたが、裁判長から「陳述しますか」と問われた国側主任代理人は、いつものように、座ったままで、消え入るような声で「陳述します」といったきり。勝訴を確信した権力側の姿勢とはほど遠いものであった。

その書面も、お粗末なものである。伊方1号炉裁判以来変わらぬ「一流の専門家の判断に下手な口出しをするな」との裁判所への圧力や、最も注目される伊方沖のA級活断層についても、これまで原告住民側から反論し尽くされた言い訳やごまかしだけ。（書面の“泣き所”については、次号以降に紹介予定）

次いで裁判長は、原告席に向かって「原告はいつまでに最終準備書面を出しますか」と。齊間さんら原告らは、「私たちは仕事を抱えながらの書面作りなので、何時までと約束できないが、少なくとも半年以上ほしい」と答えた。これに対して裁判長は「裁判官の移動など裁判所の都合もあるので」と。また国側からも「遅くとも2月までに」との意見。それで休廷して裁判官が合議した結果、住民側の要望も配慮したということで、来年3月24日に次回公判を一日中開き、住民側が最終準備書面を提出することがきまった。

閉廷後に持たれた交流の場では、初めて傍聴に参加した松山の多くの皆さんも含め、原告支援の思いが次々に話され、支援の輪を広げていくことを申し合わせて散会した。

原発止めよう松山集会

「臨界事故」直後で盛り上がる

東海村「臨界事故」の翌々日に開かれた集会には120名が参加。1号炉裁判以来闘つてきた4名の原告が話すそれぞれの思いに、参加者は改めて裁判の重みを感じ、原告らへの支援の思いを強くした。

「原発現地を歩いて」と題して話したルボライターの鎌田慧さんは、これまでの経験をもとに、「原発は金と権力でしか作れない『金権力発電所』だ」などと厳しく告発。集会では、

「決議」と「緊急アピール」（別項参照）を採択した後、松山市中心街を、原発の危険と裁判の傍聴を訴えてデモ行進。

また翌日には、「原発さよならえひめネットワーク」の会員らが四国電力松山支店に出向き、「臨界事故」の翌日に「原発は大丈夫」などと不謹慎な見解を発表したことについて「緊急アピール」を手渡しながら、抗議した。

決議（一部略）

伊方原発2号炉の設置許可の取り消しを求める行政訴訟は、1978年6月9日に、八幡浜、西宇和の住民が原告となって、松山地裁に提訴して以来、21年の歳月を経ており、この間に67回に及ぶ口頭弁論を重ねてきた。

21年の審理の間に、多くの事故が発生し、原発の危険性が相次ぎ明らかになった。

米国のスリーマイル島原発での核燃料の溶融事故、旧ソ連のチェルノブイリ原発4号炉での原子炉爆発事故が起きた。88年には、米軍の大型ヘリコプターが、原子炉から1キロ足らずの尾根に激突炎上する事故が起きた。

91年には、美浜原発2号炉で、蒸気発生器の完全破断事故が発生し、放射能蒸気が外部に放出された。

96年、高知大学の岡村教授らが、原発沖の断層が、マグニチュード7.6の大地震を発生させる巨大な活断層で、約2千年間隔で動くA級の活動度であることを明らかにした。

2号炉審査では、この断層の活動性は低いとし、設計地震動に全く考慮していない。

さらに、2号炉の核燃料を入れている圧力容器と制御棒容器の根本との溶接部にひび割れが発生する事態にまでなった。こうした問題も、2号炉審査では考慮されていない。

使用済み核燃料の処理も、六ヶ所村に集中

廃棄する傍らで、伊方や原発立地地域に対しては、貯蔵プールへの詰め込みという危険極まりない方法を押しつけている。

一方、ドイツでの原発の廃棄、オーストリア議会での原発建設、核兵器持ち込み禁止の憲法への明記決議、デンマーク、スイスでの原発路線廃止、アメリカでの、新規の原発発注ゼロという、脱原発、脱原子力エネルギーという事態が、世界中で進んでいる。日本においても、山口県豊北町、高知県窪川町などで原発計画を中止撤退させ、新潟県巻町での住民投票による原発計画の挫折など、各地での人々の力強い歩みがある。

そうした、住民の前進と共に、風力発電など、危険な原子力に頼らない自然のエネルギーを利用する研究と実用化が、企業や自治体、電力会社も巻き込んで進んでいる。

今、私達は、これまでの、企業利益の増大を信奉して、大量生産と大量消費を追い求めた社会から、自然と生物のバランスが保たれる、循環可能な生産と消費を維持しうる社会への選択の岐路に立っている。

2号炉裁判は、被告の最終準備書面の提出という最終段階に踏み込んでいる。私達は、裁判の勝利に向けたこれまで以上の取り組みと共に、脱原発、脱原子力の社会の一時も早い実現、平和と人権と環境を優先する社会の実現、こうした方向を守ることの出来る司法制度や立法、行政制度の実現への取り組みが本集会に参加した私たちと、今、この世界に生きる全ての人々に求められていると確信している。

緊急アピール（一部略）

9月30日、茨城県東海村のウラン燃料転換工場で、作業中に「臨界」事故が発生し、

作業に当たっていた社員3人が大量に被曝し、うち2人は生命の危険もある重傷になった。

又、事故によって、施設から350m周辺の住民は避難し、施設から半径10kmの地域の住民31万人が、2日間にも渡り、外出禁止を強いられた。

原子力のメッカ、発祥の地といわれ続けた東海村は、事故から外出禁止の解ける2日間、人一人歩く姿のない、文字通り「死の街」と化した。それは、13年前にチェルノブイリ原発事故で放射能に襲われ、住民が全員避難した「死の街」プリピヤチ市の光景だった。

事故の原因、被害の実態は、まだ、ほとんど何も明らかになっていない。しかし、その時点で、四国電力は、伊方原発では「転換作業をしていないので、今回の事故は起こることはあり得ない」と発表した。

しかし、この事故の起きた日に、伊方原発に秘密裏に運び込まれた核燃料は、まさに、事故を起こした工場で作られたものである。

伊方原発の三つの原子炉では、今回起きた「臨界」状況が、今まさに進行している。この臨界を制御出来ない事態が一瞬でも発生すれば、核燃料の溶融、爆発という事態を引き起す。伊方原発で臨界を制御出来ない事態が起れば、西日本一帯が放射能で汚染される。伊方原発の廃炉こそが安全の保証である。

今回の事故は、原子力への依存を止め、他のエネルギーへの転換、大量エネルギー生産と消費の社会から一刻も早い転換を迫られていることを、改めて示したものである。

以上声明する。

原告準備書面

—2号炉蒸気発生器取り替え等—

1999年10月8日提出

初めに

本年9月30日、本件2号炉と、3号炉に使用する新核燃料が伊方現地に秘密裏に運び込まれた。

その搬入作業の真っ最中の同日午前10時35分ごろ、茨城県東海村の核燃料加工会社

「ジー・シー・オー」東海事業所で、「臨界」事故が発生し、社員3人が大量被曝し、うち2人は生命の危険もある重傷になった。2日時点での発表でも、社員、救急隊員、敷地外で建設作業に当たっていた人たちを含め49人が被曝した。

また、事故によって、施設から半径350m周辺の住民が避難し、半径10kmの住民31万人が2日間に渡って外出禁止を強いられた。事故の原因、被害の実態は、情報隠しと情報操作に腐心する被告ら政府の姿勢によって、まだ、ほとんど何も分からぬ現状である。

しかし、事故発生当日に伊方に運び込まれた核燃料82体のうち22体は、まさに、この事故を起こした工場で製造した核燃料なのである。本件2号炉を含めた原発の運転は、この危険極まりない工場の稼働によって、はじめて運転できていたのである。

原発の運転は、ウラン鉱石の採掘、精錬、六フッ化ウランへの転換、濃縮、今回事故を起こした再転換工場での二酸化ウランへの転換、そして成型加工という、いずれも放射能被曝の危険と事故の危険性を抱えた過程を経ることが必要不可欠なのである。今回の事故は、はからずも、原子力発電に伴うこの核燃料製造サイクルの、とてつもない危険性を白日の下に晒したのである。

原告は、今回の事故が明らかにし、今後更

に判明する事実を基に、本件安全審査と許可処分の誤りを、次回もしくは、それまでに主張として提出する。

従って今回は、前回裁判以後に明らかになつた事実で、本件裁判の審理にとって欠くことの出来ない事項について採り上げ、本件安全審査と許可処分の誤りを主張する。

結論としての序章

本件訴訟は、10月8日に被告の最終書面の提出と、それに対する原告の最終書面を次回裁判に提出する予定であったが、これらの訴訟日程を話し合った前回6月3日の弁論のわずか一ヶ月足らず後の7月19日、本件増設申請者の四国電力は、突如として、本件2号炉の蒸気発生器と、原子炉圧力容器の上蓋と制御棒駆動装置の全面的取り換えを行うとの申し入れを、愛媛県と伊方町に行った。そして、8月17日には、被告に対して、これらの取り換えの変更申請を提出した。

当然のことであるが、本件訴訟においては、この蒸気発生器と、圧力容器、及び制御棒装置の安全性について、原告と被告双方が争っているものであり、原告が、蒸気発生器は運転のみでも細管に損傷が発生し、二次系に放射能が漏れ出ること、現実に、美浜原発2号炉においては、通常の運転時に、細管の完全破断事故が発生したことを証拠で指摘した。更に、地震に襲われれば、複数の細管の破断の可能性は否定できないものであり、そのときには、原子炉内の空焚きが起り、核燃料棒の損傷や溶融という事態も否定できない事を指摘した。

こうした事態について、申請者は全く想定しておらず、したがって、こうした事態に、どう健全性が保てるか、公衆の安全を守れる

かなどについて、全く考慮していない。安全審査会も被告も、申請者の申請の不十分さをまったく指摘もせず、なんら考慮しておらず、公衆の安全を考慮した審査、許可となつていない旨を主張した。

圧力容器と制御棒装置も、原告が、すでに指摘してきたとおり、本件2号炉の原子炉圧力容器の制御棒の駆動装置の溶接部分に亀裂が発生していることが分かり、同箇所の亀裂は、原子炉内の冷却水の漏洩による空焚きと、核燃料の損傷、溶融という事態や、制御棒の抜け出しによる爆発事故に至る可能性も否定出来ない事態に直結している。しかし、申請者や審査会、被告のいずれも、こうした圧力容器の亀裂、損傷という事態は全く想定しておらず、従って、亀裂が拡大して圧力容器から冷却水が噴出し始めた時、駆動箇所の亀裂が拡大して、突如として制御棒が飛び出した時などの事態には、いかなる安全機能が対応するか、備わっているか、それが有効であるかなどは、全く考慮も審査もなされていない。

それを、申請者は申請の誤りを認めないまま「ヒビが出来れば、取り換えればいいだろう」と云うのである。

この取り換えについては、愛媛県、伊方町の行政責任者は共に了承している。

しかし、この了承は、「安全性確保と信頼性維持のため」であり、細管などの損傷が続く本件蒸気発生器の健全性に不安を抱き、見切りをつけた結果としての表明であり、何ら四国電力や被告のデタラメさを免罪するものではない。被告が、本件訴訟において、重大事故、仮想事故の想定で、一次系冷却管の破断と並ぶ重要機器として取り扱っている蒸気発生器や、機器類の異常として審査して

いる制御棒装置について、「四国電力が申請した蒸気発生器や制御棒装置の健全性は確認している」と主張しているにもかかわらず、当の申請者自身が「いや、もう使えません。取り換えます」と被告に申し出たのであるから、もともと運転期間中は健全性を前提とした申請者の1975年5月の申請と、それをそのまま認めた審査、それを基にした許可処分が、いずれも誤っていたことは、争う余地もなく明白である。

被告は、自ら「現在でも」本訴訟で「健全であり、運転期間中は維持出来ることを確認した」と主張を続けている蒸気発生器と原子炉圧力容器上蓋の取り換えの申請に対して、被告の主張を維持するためには、当然、申請者の申請を「本件2号炉の運転期間中は健全は保つ事が出来る、それを、途中で取り換えなどとんでもないことだ。我々、国の許可処分をなんと心得ているのか」と突き返すしか方法はないはずである。

被告がそうせずに申請を受け付けたとすれば、1975年の申請者の蒸気発生器と原子炉圧力容器に関する申請の誤りを認め、その誤りを確認出来なかった審査と、それを基にした被告の許可処分も取り消さねばならない事を、被告自ら認めたことに他ならない。

その上に、本件訴訟がまさに審理の最終的な途上にある時に、平然と、本件原発の申請者自身が、健全性について争っている重要機器について「あれは取り換える」とし、なんと被告自身も、自ら「健全を確認した。何等の問題もない。原告の健全性に対する主張は根拠がない」と主張している、その当の機器が取り換えられると云う申請を突き返す事なく「はい、どうぞ」と受け入れたという事は、